

緊急時の危機管理条項について出石メンバーからの提案
(事前提出)

(激甚災害等への対処)

- 第〇条 市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する著しく激甚である災害その他、市民の生命、身体又は財産が著しく侵害される事態が生じた場合で、他の手段によって対処することが極めて困難であり、かつ必要な対処を行わないことが著しく市民の利益に反すると認められるときは、市長は、激甚災害等における優先措置その他の対処を実施する旨の宣言を行った上で、自らの責任と判断の下、激甚災害等に対処することができる。
- 2 市長が前項の宣言を行ったときは、職員は全力を挙げて激甚災害等へ対処するために必要な措置を直ちに講ずるものとする。
 - 3 市長は、第1項の対処を行った場合は、当該対処を行った後最初に招集された議会においてこれを報告し、その承認を得るものとする。
 - 4 市長、行政及び議会は、日常から激甚災害等への対処に必要な態勢を整えておかなければならない。